



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○ 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令  
(内閣府・総務・文部科学二)

〔省 令〕

○ 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(財務六七)  
○ 私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(文部科学三八)  
○ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働一七七)  
○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・環境一)

〔官庁報告〕

産 業

日本産業規格  
(厚生労働省、厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省、国土交通省)

〔公 告〕

裁判所  
諸事項  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
弁理士登録関係  
地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

五 四

府 令 ・ 省 令

○ 内閣府  
文部科学省  
省令第二号

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十月二十六日

内閣総理大臣 菅

総務大臣 武田 良太

文部科学大臣 萩生田光一